

「一般社団法人日本手外科学会」 学会功労賞に関する規程

(適用)

第1条 一般社団法人日本手外科学会（以下「本学会」という）は、本学会の功労賞についてこの規程を定める。

(選考手続)

第2条 本学会の功労賞は、受賞の年の4月1日現在65歳以上の正会員で、本学会若しくは「日本手の外科学会」（以下「旧学会」という）の進歩・発展に多大な寄与のあった者のうち、以下の条件に基づいて理事会が推薦し、総会で承認された者に授与する。

(選考基準)

第3条 候補者基準は下記のとおり定める。

本学会の代議員若しくは旧学会の評議員を務めた者のうち、次のいずれかを満たす者は候補者とすることができます。

- (1) 本学会の代議員及び旧学会の評議員を通算10年以上務めた者
- (2) 本学会若しくは旧学会の各種委員会委員又はアドバイザーを2期又は2委員会以上務めた者
- (3) 本学会若しくは旧学会の学術集会でシンポジスト又はパネリストを2回以上務めた者
- (4) 以下のいずれかの手外科関連学会・研究会の会長を務めた者
日本整形外科学会、日本形成外科学会、日本肘関節学会、東日本手外科研究会、中部日本手外科研究会、九州手外科研究会、日本マイクロサージャリー学会、若しくはこれらに該当する者
- (5) 手外科の教育研修に功労のあった者（次のいずれかに該当する者）
 - ① 本学会若しくは旧学会の教育研修会の講師を務めた者
 - ② 本学会若しくは旧学会の教育研修ビデオを作成した者
 - ③ 本学会若しくは旧学会の手外科研修施設の研修責任者を5年以上務めた者
 - ④ 手外科に関する教育研修講演（日本整形外科学会の教育研修単位に相当するもの）を2回以上行った者
- (6) 本学会若しくは旧学会において国際交流に貢献した者（次のいずれかに該当する者）

- ① Bunnell Traveling Fellow, JSSH-HKSSH Exchange Traveling Fellow や海外からの研修生、留学生の受入れに貢献した者
 - ② IFSSH, APFSSH の役員、委員を務めた者
- (7) 手外科の社会活動に貢献した者（次のいずれかに該当する者）
- ① 外科系学会社会保険委員会連合連絡委員を 2 期以上務めた者
 - ② 中央省庁等の審議会等の委員を務めた者
 - ③ 市民に対する啓発に大きく貢献した者

2. その他、理事長が特別に推薦する者

（推薦手続）

第4条 本学会功労賞の候補者推薦は、理事又は監事のいずれかが予め推薦を受ける者の意思を確認したうえ、別に定める推薦書及び申請書により理事長に推薦するものとする。

（選考及び表彰）

第5条 選考は理事会で行い、総会での承認を要する。また、表彰は総会で行う。

附 則

1. この規程の変更は、理事会において行う。
2. この規程は、平成 22 年 5 月 13 日から施行する。
3. この規程は、平成 26 年 1 月 12 日から施行する。